



# 埼玉県報

第 2 5 3 3 号  
平成 2 5 年 1 0 月 8 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [狭山都市計画生産緑地地区の変更\(みどり自然課\)](#)
- [上里西部土地改良区の役員就任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [上里土地改良区の役員就任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [宅地建物取引業法による業者処分\(建築安全課\)](#)
- [県道足利邑楽行田線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道足利邑楽行田線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センター新館\(仮称\)整備設計業務に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [荒川右岸流域下水道終末処理場水処理系中央監視設備改築工事に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千四百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉倶楽部ちやのみ

三 代表者の氏名

東 島 満

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原二千二百三十番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内、主に狭山市に在住する高齢者に対し、会員による奉仕活動や介護保険事業を通して、高齢者の人権が尊重され、住み慣れたところで安心して住み続けられる地域社会を創造することにより福祉の増進に寄与することを目的とします。

## 告 示

埼玉県告示第千四百十一号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第千四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里西部土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
----	-----	-----

監事	長谷川 文 男	埼玉県児玉郡上里町大字長浜千八十四番地一
----	---------	----------------------

## 告 示

埼玉県告示第千四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	南 雲 和 夫	埼玉県児玉郡上里町大字金久保千二百五十五番地
同	相 川 傳 吉	同 同 同 五明五百五十五番地二

# 告 示

埼玉県告示第千四百十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十五年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十五年十月八日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

株式会社梅田組

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県戸田市本町二丁目十番十八号

ハ 代表者の氏名

梅田 福松

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般 二十四）第二一六〇号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

ロ 停止を命ずる期間

平成二十五年十月二十二日から同月二十四日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社梅田組及び代表取締役は、平成二十五年二月八日にさいたま簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により略式命令を受け、平成二十五年二月二十八日に罰金刑が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当し、建設業法第二十八条第三項の規定に基づく営業停止処分に該当する。

# 告 示

埼玉県告示第千四百十五号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 測量計画機関

埼玉県

## 二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

## 三 作業地域

埼玉県内五十六市町（川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町）

## 四 作業期間

平成二十五年九月十三日から平成二十六年三月二十四日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四百十六号

本庄市から本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第千四百十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十五年九月十八日付けで、次のとおり処分した。

平成二十五年十月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
株式会社 サーチ	代表取締役小濱真 吾	埼玉県さいた ま市岩槻区日 の出町三丁目 十七番地	平成二十五年十月三 日から同年十一月一日 まで三十日間の業務の 全部停止

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年十月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 足利邑楽行田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字荒木字新田 四九〇七番二地先まで</p>	<p>行田市大字荒木字新田 四九〇二番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>九・二〇、 一〇・六八</p>	<p>九・二〇、 一〇・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八六・五七</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道</p>		<p>備考</p>

## 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年十月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>足利邑楽行田線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市大字荒木字新田 四九〇二番二地先から 同市大字荒木字新田 四九〇七番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年十月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行う 武蔵水路改築工事に伴う迂回道 路。 平成二十五年十月八日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 二十九号で告示した道路区域の 供用開始である。 延長八六・五七メートル。</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県病院事業告示第九十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 入札の対象となった業務の名称  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター新館（仮称）整備設計業務
- 2 公告日  
平成 25 年 6 月 28 日
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 8 月 22 日
- 4 落札者の氏名及び住所（本店）  
株式会社内藤建築事務所東京事務所 東京都中央区八丁堀 3 丁目 1 2 番 8 号
- 5 落札金額（税込み）  
124,950,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県病院局経営管理課県立病院施設整備担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 13 番 3 号

# 告 示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十月八日

埼玉県下水道事業管理者 土 屋 綱 男



- 1 入札の対象となった工事の名称  
荒川右岸流域下水道終末処理場水処理系中央監視設備改築工事
- 2 公告日  
平成 25 年 7 月 23 日
- 3 落札者を決定した日  
平成25年 9 月 6 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
三菱電機株式会社関越支社 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地 2
- 5 落札金額  
1,937,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県荒川右岸下水道事務所設備担当 埼玉県和光市新倉 6 丁目 1 番 1 号